

監 第 2 1 号
平成 24 年 8 月 29 日

請求人 様

京都市監査委員 富 喜久夫
同 谷 口 弘 昌
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 24 年 8 月 6 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、向島市営住宅 1 街区における平成 21 年度から平成 23 年度までの空き家の点検、整備及び設備関連取替えの修繕工事（以下「本件工事」という。）に関して、京都市住宅供給公社（以下「本件公社」という。）が本件工事の委託を特定の業者と癒着し、複数見積りを徴さずに行ったとして、また、京都市（以下「市」という。）が本件公社の不適正な業務執行について、点検監督し、是正すべき義務を尽くしてこなかったとして、本件公社に対して委託契約の履行を点検・監督すべき職員及び当該職員を指揮監督すべき京都市長以下の管理者に対し、損害賠償を請求するなどの必要な措置を採ることを求めるものである。
- 2 上記 1 から、本件請求の対象とされている事項は、①本件公社による本件工事の委託契約の締結、及び②市の本件公社に対する監督等を怠る事実であると解される。
- 3 住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は職員（以下「長等」という。）が行う財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）に限られるところ（法第 242 条第 1 項）、上記 2 ①の事項は、主体が長等ではなく、また上記 2 ②の事項は、市の本件公社に対して有する監督権の不行使であり、いずれの事項も住民監査請求の対象となる長等が行う財務会計行為に該当しない。

なお、本件請求では、市が必要のない多額の支出をした旨の主張がされているが、監査の対象とすべき具体的な財務会計行為は何ら特定されておらず、それ以外の一連の主張も本件工事の委託契約及びその監督等に係る問題点に終始していること、また、上記の市の支出に係る主張の趣旨が市の損害の程度を示すためであるとも解されることからすれば、当該主張のみをもって、本件請求が上記 2 ①及び②の事項以外の特定の財務会計行為に係る監査を求める趣旨であると解することはできない。

4 以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。